

(平成28年10月改訂版)

重要・保存

返還のてびき

(高校奨学金・支度金)

あなたの返還が後輩の未来を支えます!

- 奨学金は貸与であり、返還は当然のルールです。
- あなたの住所や電話番号が変わったときは、必ず連絡してください。
- 返還のてびきは、返還完了まで大切に保管してください。

奨学生番号	
氏名	
学校名	

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

〒812-8575 福岡市博多区東公園7-7 福岡県教育庁内

電話 (092) 641-7326

FAX (092) 641-7530

HP: <http://ecs-pref-fukuoka.or.jp>

返還の記録

奨学金を返還するための基本的な事項です。忘れないよう必ず記入してください。

返還は原則として卒業した年の12月から始まります。

提出された「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により返還方法、返還口座を確認し記入してください。

奨学生番号			
奨学生氏名			
連帯保証人氏名			
借用金額	支度金	円	奨学金
			円
返還方法 (該当する返還方法を○で囲む)	月賦 (振替日 毎月 25 日)	半年賦 (振替日 6 月 30 日、12 月 15 日)	
	※口座振替日が銀行休業日の場合は翌営業日		
返還年数	年		
返還口座 (預金口座振替依頼書により登録した口座を記入してください。)	銀行	銀行名	
		支店名	
		口座番号	
		口座名義	
	ゆうちょ銀行(郵便局)	通帳記号	
		通帳番号	
		口座名義	

※ 「預金口座振替依頼書・自動払込利用書」の提出がない場合、その他やむを得ない場合は、振込による返還となります。

※ 返還方法、返還口座は提出した「預金口座振替依頼書・自動払込利用書」により確認してください。

※ 返還年数は3ページの奨学金の返還方法及び16ページの返還額早見表で確認してください。

目 次

1	返還が始まる皆さんへ	…	1
2	これだけは守りましょう	…	1
3	貸与終了から返還までの流れ	…	2
4	奨学金の返還方法	…	3
5	繰上返還	…	5
6	返還金の滞納と督促	…	6
7	返還の猶予 ^{ゆうよ}	…	7
8	返還の免除 ^{めんじょ}	…	8
9	返還に関する届出	…	9
◇	様式集	…	10
◇	入学支度金及び奨学金返還額 ^{はやみひょう} 早見表	…	16

1 返還が始まる皆さんへ

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団の奨学金及び支度金（以下、奨学金）は、あなたが高等学校等の在学中に貸与を受けたものであり、卒業後は必ず返還する義務があります。

この返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっています。

あなたが借りた奨学金です。

あなたの返還が後輩の未来を支えます。

多くの後輩に奨学金が貸与されるよう、一人ひとりが責任をもって、約束どおり返還期限までに返還してください。

2 これだけは守りましょう

約束どおり返還すること。

奨学金は貸与であり、返還は当然のルールです。滞納した場合、本人、連帯保証人に対して、督促状の送付、訪問による督促、さらに長期に滞納となった場合は、裁判（支払督促）、差し押さえ（強制執行）がなされる場合があります。

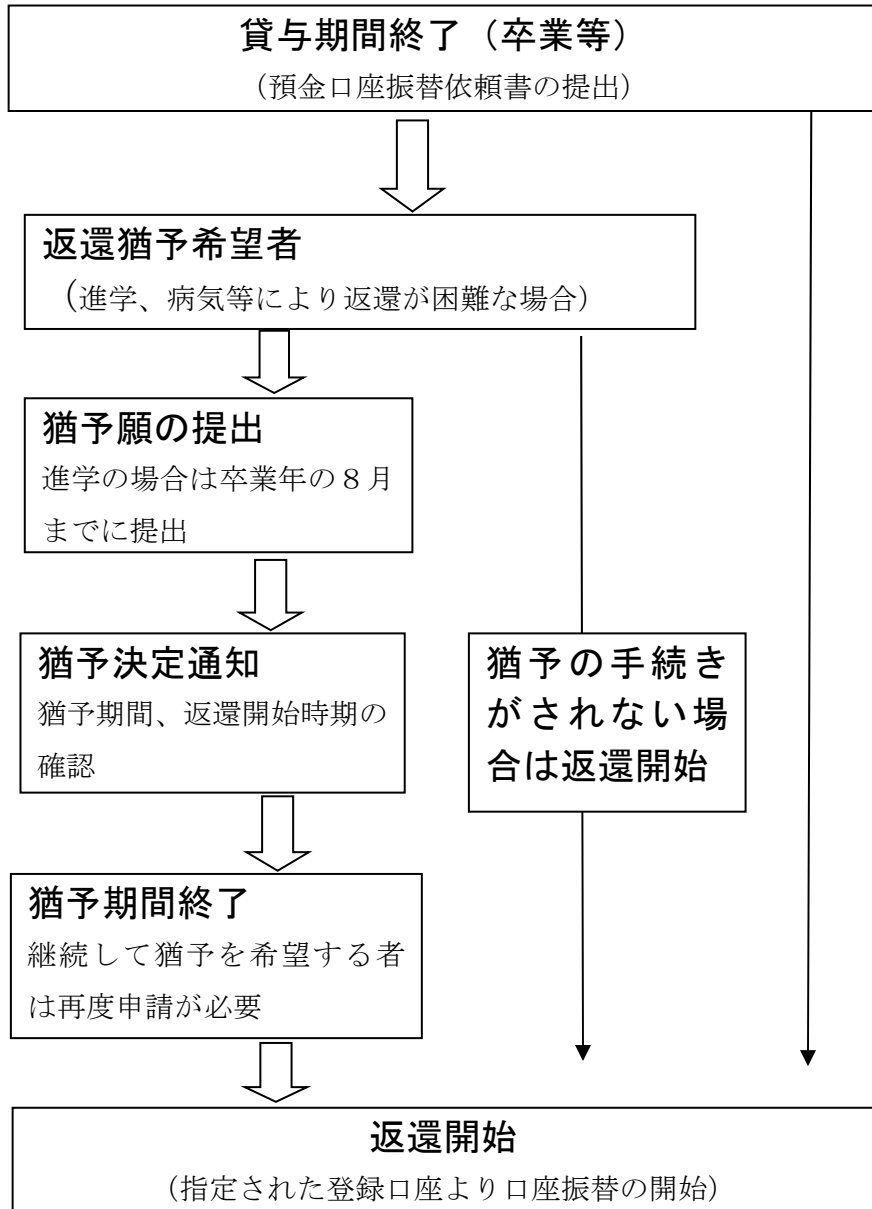
住所、氏名、電話番号が変わったら当財団に連絡すること。

連絡がないと重要な通知等が届かなくなり、本人や連帯保証人にとって不利になることがあります。

返還が困難になったら、当財団に相談すること。

やむを得ない理由で返還が困難になった場合は猶予などの制度が使える場合もあります、必ず連絡し相談してください。

3 貸与終了から返還までの流れ



（返還開始時期の例）

- 例① 平成29年3月高校卒業
→ 平成29年12月から返還開始
- 例② 平成29年3月高校卒業
その後、専門学校に進学（平成29年4月から平成31年3月）
→ 猶予の申請・決定
→ 専門学校の卒業後、平成31年12月より返還開始
- 例③ 平成29年3月高校卒業 平成29年12月から返還開始
その後、病気により仕事ができず、平成31年4月から返還が困難
→ 猶予の申請・決定（平成31年4月から平成32年3月まで猶予）
→ 平成32年4月より返還の再開

4 奨学金の返還方法

(1) 返還開始と返還期間

返還開始は、卒業した年の12月からです。初回返還時の約1ヶ月前に返還開始通知を発送し、今後の返還計画等についてお知らせします。

- 支度金の返還期間は、次のとおりです。(入学時の学校による)
公立高校：約9年
私立高校：約12年
- 奨学金の返還期間は、次のとおりです。(卒業時の学校による)
公立高校：奨学金を借りていた期間の3倍の期間
私立高校：奨学金を借りていた期間の4倍の期間

《返還期間一覧表》(貸与期間3年の場合)

種別	学校	標準返還期間	備考
支度金	公立高校	9年	(固定値)
	私立高校	12年	(固定値)
奨学金	公立高校	9年	貸与期間3年の場合、その3倍
	私立高校	12年	貸与期間3年の場合、その4倍

※ 詳細については、16ページの《入学支度金及び奨学金返還額早見表》を参照。個人の返還計画については、初回返還時に送付する返還開始通知に「奨学金返還計画表」を表示します。

(2) 返還方法と返還期限

- ① 月賦払い
返還方法は毎月払いです。返還期限は毎月25日です。
- ② 半年賦払い
返還方法は半年に1回払いです。返還期限は6月30日と12月15日です。

※ 銀行休業日の場合は翌営業日

(3) 支払方法

返還金の支払方法は、口座振替と銀行振込のみです。
支払方法を変更したい場合は、財団に申し出てください。
なお、支度金と奨学金は、合算して請求されます。

- ① 口座振替 (平成28年度現在 振替手数料無料)
原則として、あなたが依頼した「福岡銀行」又は「ゆうちょ銀行」の預金口座から自動的に引き落とす方法で返還しなければなりません。
半年賦払いの方は返還期限の1ヶ月前に返還通知を発送しますので、内容を

確認の上、振替日の前日までに入金してください。

月賦払いの方は6月と12月に返還通知を発送しますので、現在の状況を確認してください。

口座振替により引き落とした金額は、いかなる理由があっても返金には応じられません。また、滞納金の口座振替はできません。

② 銀行振込

口座振替による返還が困難な場合や、やむを得ず滞納した場合は、下の表の【返還金収納口座】への銀行振込による返還となります。

滞納した場合は、督促状送付時に振込用紙を同封しますので、それを用いて返還してください。

銀行振込については、随時返還することができますので、繰上返還（5ページ参照）等で振込用紙が必要な場合は財団に請求してください。

《返還金収納口座》

	払込先	預金種目	口座番号	口座名義
銀行 口座	福岡銀行 県庁内支店	普通預金	0940786	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団
	ゆうちょ銀行 いちなぎゆう 一七九店	当座預金	0088654	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

I 福岡銀行の振込手数料は、財団指定の専用振込用紙を福岡銀行の窓口で使用した場合は無料です。

ゆうちょ銀行の振込手数料は、個人負担となります。

II 銀行ATMから振り込む場合は、振込人名義を入力する際、**必ず奨学生番号を入力し、その後に奨学生氏名を入力してください。奨学生番号の入力がない場合、正しく返還処理がなされない場合があります。**

なお、銀行ATMからの振込手数料は個人負担となります。

5 ^{くりあげ} 繰上返還

奨学金の返還については、全額又は一部を繰上返還することができます。

当財団の奨学金は、無利息で貸与しているため、繰上返還による優遇措置等はありません。

(1) 口座振替による繰上返還

口座振替による繰上返還を希望する場合は、繰上返還を希望する振替日の1か月前までに、財団に電話で連絡してください。

口座振替による繰上返還は、次の場合に限りです。

- ① 一括返還 … 返還残額について、一括で返還します。
- ② 返還額の増額 … 1回あたりの返還額を増額して、返還期間を短縮します。
- ③ 期間の短縮 … 申請に基づき返還期間を短縮します。1回あたりの金額は自動的に算出されます。

(2) 銀行振込による繰上返還

銀行振込による繰上返還を希望する場合は、4ページの銀行振込による方法で返還してください。振込用紙を希望する場合は、財団に連絡してください。

なお、1回分繰上返還した場合は、次の返還期には、更にその次の返還期限分を返還通知によりお知らせします。このため、その通知に基づく返還がない場合においても、次の返還期限までは滞納となりません。(下図参照)

銀行振込による繰上返還は、随時、任意の金額で返還することができます。

《銀行振込による繰上返還例》

回数	返還金額	返還期限	返還
1	6,500円	12月分 (平成29年12月25日)	平成29年12月25日 (口座振替)
2	6,500円	1月分 (平成30年1月25日)	平成30年1月10日 (1月分を銀行振込により繰上返還)
3	6,500円	2月分 (平成30年2月26日)	平成30年1月25日に6,500円(2月分)が口座振替されます。 なお、この分を平成30年1月25日までに返還しなくても、1月分は1月10日に返還しているため滞納とはなりません。

6 返還金の滞納と督促

(1) 返還金の滞納

返還期限までに返還されない時は、滞納となります。

正当な理由なく滞納となった場合は、返還すべき日の翌日から返還の日まで、日歩2銭（年利換算7.3%）の延滞利息を徴収します。

(2) 返還金の督促

返還期限までに返還されない場合は、本人や連帯保証人に対し、文書、電話などにより請求、あるいは督促をします。

また、財団職員もしくは督促を専門に行う滞納債権督促員が、本人や連帯保証人の自宅や勤務場所を直接訪問して督促します。

(3) 訴訟手続（裁判）

督促を行っても返還されない滞納者に対しては、順次、訴訟手続（裁判）を実施します。

訴訟手続

簡易裁判所に対し支払督促の申立（訴訟等）を行い、それでもなお返還されない場合は地方裁判所に強制執行の申立を行い、給与等の差押を行います。

『滞納にならないために・・・』

返還方法は、返しやすいうように分割で口座振替により行っています。
ただし、滞納分については銀行振込による返還となり、一度返還が遅れると滞納額が増えていく可能性があります。

そうならないために、計画的に返還をしていきましょう。

奨学金は貸与です。返還は当然のルールです。

病気、災害等により、約束どおりの返還がどうしても困難な時は、返還を猶予できる場合（7ページ参照）があります。滞納をそのままにせず、返還のてびきを確認の上、必要な手立てを講ずるか、または、福岡県教育文化奨学財団に連絡し相談してください。

あなたの返還が後輩の未来を支えます！

7 返還の猶予^{ゆうよ} (関係様式：13ページ)

奨学生であった者が、次のいずれかの事由に該当し、返還が困難となった場合には、奨学金の返還を猶予（先延ばし）することができます。

猶予を希望する場合は、返還猶予願（様式第13号：13ページ参照）に必要な事項を記入し、所定の証明書を添付して財団に提出してください。

猶予の申請は、返還期日の3ヶ月前までに行ってください。

なお、猶予が決定されるまでは、口座振替や督促が行われます。

猶予の決定は、文書によってお知らせします。

《猶予の事由と必要書類》

	事由	証明書（奨学生本人のもの）	猶予期間
1	在学	在学証明書(原本)	正規の最短修業期間の修了まで
2	病気・けが	診断書等(病名・就労困難の記載があるもの)	1年間
3	経済困難	(1) (2)以外の奨学生 所得証明書(原本)又は 源泉徴収票(写し)又は 雇用関係終了が確認できるものの写し(退職証明書等)	1年間 <u>(1回限り)</u>
		(2) 平成24年度から平成26年度に採用決定した奨学生 ①初回申請時の基準は、(1)と同じ ②2年目以降、更新する場合(ア又はイに加えウが必要) ア 生活保護受給証明書(原本) イ 生活保護に相当する経済状況にあると判断できる書類 世帯全員分の住民票(原本)、所得証明書(原本)(18歳以上の世帯全員分)、その他、所得及び資産状況がわかる書類 ウ 在職証明書あるいは雇用保険受給資格者証の写し又は発行から3月以内の求職受付票の写し等 <u>※②により申請する場合は、事前に財団にお問合せください。</u>	1年間
4	妊娠	本人氏名と出産(予定)日が確認できる書類の写し(母子手帳等)	出産予定日まで
5	出産	出産証明書の写し又は 本人氏名と出産日が確認できる書類の写し(母子手帳等)	出産後1年間
6	災害	市町村役場等発行の罹災証明書	1年間
7	その他	申請事由を証明する書類	1年間

※公的証明書類等はマイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。

※ 返還猶予について、支出が多い（他に借金がある等）等の理由による猶予は認めていません。

※ 1について、次の事由が発生し猶予を希望する場合、手続をする必要があります。

- (1) 高校在学中に奨学金を辞退した場合
- (2) 借用期間終了後も留年等により卒業期が延びた場合

※ 3 (2) ②イについて、生活保護に相当する経済状況にあると判断できる場合に限りしますので、詳細については財団までお問合せください。

※ 7について、普通科と専攻科等により奨学生番号が2つある方については、一方の返還が終わるまで一方を猶予することができます。その場合においても、1年毎に猶予願を提出してください。

8 返還の^{めんじょ}免除（関係様式：15ページ）

次のような場合、申請により奨学金の返還を免除することがあります。

免除を希望する場合は、返還免除願（様式第14号：15ページ参照）に必要な事項を記入し、所定の証明書を添付して財団に提出してください。

（1）死亡による免除

本人が死亡し返還ができなくなったときに返還免除を申請する場合は、次の書類が必要となります。

①返還免除願（連帯保証人署名）

②（死亡した奨学生本人の）戸籍抄本、個人事項証明書等の公的証明書

※ 公的証明書類等はマイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。

（2）著しい障害による免除

本人が、著しい障害を受け労働能力を喪失した場合等、奨学金を返還することができなくなったときに返還免除を申請する場合は、次の書類が必要となります。

この理由による申請を行う際は、事前に財団あてご相談ください。

①返還免除願（本人又は連帯保証人署名）

②医師の診断書（財団所定の用紙）

③身体障害者手帳等の写し

④その他、返還できない状況を証する書類

9 返還に関する届出

住所等に変更があった場合には必ず届け出てください。届出がない場合、当財団からの重要な通知が届かなくなり、本人や連帯保証人にとって不利になることがあります。

(1) 転居（転籍）・改氏名・勤務先変更届（関係様式：11ページ）

転居等により本人や連帯保証人の情報に変更がある場合は、郵送又はFAXで届け出てください。

この変更については電話でも受け付けていますので、返還開始前・猶予期間中等であっても、変更があった場合は必ず届け出てください。

(2) 連帯保証人変更届兼誓約書（関係様式：12ページ）

連帯保証人の死亡等により変更の必要が生じた場合は届け出てください。

連帯保証人を変更する場合は、必ず新たに連帯保証人となる人が自署・押印し、印鑑登録証明書を添付して提出してください。

様式集

様式は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出してください。
様式については、財団のホームページからもダウンロードできます。

転居（転籍）・改氏名・勤務先変更届	・・・	様式第 9 号
連帯保証人変更届兼誓約書	・・・	様式第 8 号
返還 ^{ゆうよ} 猶予願	・・・	様式第 13 号
返還 ^{めんじょ} 免除願	・・・	様式第 14 号

奨学財団ホームページアドレス

<http://ecs-pref-fukuoka.or.jp/>

転居（転籍）・改氏名・勤務先変更届

平成 年 月 日

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

奨学生番号 第 _____ 号

出身学校名 _____ 学校

奨学生氏名 _____ ⑩

(※該当する変更者の数字を○でかこむ)

{	1 奨学生本人	}	については、下記のとおり変更しましたからお届けいたします。
2 連帯保証人（保護者）			
3 その他の連帯保証人 （氏名 _____）			

※変更のあった部分のみ記入してください。

(フリガナ)

新氏名 _____ ㊟

新住所（〒 _____）

新本籍 _____

新勤務先名 _____ ㊟

新勤務先住所（〒 _____）

※コピーして使用してください。

様式第8号

連帯保証人変更届兼誓約書

平成 年 月 日

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

奨学生番号 第 _____ 号
 出身学校名 _____ 学校
 奨学生氏名 _____ ⑩ ※ 奨学生本人が自署・押印
 住 所 (〒 _____)

 電話番号 _____ 携帯番号 _____

次のとおり連帯保証人を変更していただきたく、印鑑登録証明書（新連帯保証人）を添えてお届けいたします。

(変更内容)

旧連帯保証人氏名	
新連帯保証人氏名	

(変更事由)

.....

今後、新連帯保証人は、貴財団の貸与規程に従い、上記奨学生の貴財団に対する借受債務について、連帯して負担することを誓約します。

新連帯保証人 ^{フリガナ}氏名 _____



※ 新連帯保証人本人が自署・押印

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

奨学生との関係（続柄） _____

住所（〒 _____）

電話番号 _____ 携帯番号 _____

勤務先名 _____

勤務先電話番号 _____

添付書類 印鑑登録証明書（新連帯保証人）

(注) 連帯保証人を変更する場合、必ず新連帯保証人の承諾を受け、その本人が自署・押印してください。押印は実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。

返 還 猶 予 願

平成 年 月 日

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

申請者 奨学生番号 _____

氏 名 _____

住 所 (〒 -) _____

電話・携帯 _____



(本人又は連帯保証人)

奨学生氏名：	(出身学校名：)
--------	------------

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただきたく、関係書類を添えて提出いたします。

1 種別 (猶予を希望する種別を○印でかこむ)

支度金 ・ 奨学金

2 返還猶予を希望する期間

平成 _____ 年 _____ 月から 平成 _____ 年 _____ 月まで (_____ 年間)

※進学の場合は入学した年月から卒業 (予定) の年月を記入してください。

3 事由 (該当の数字を○印でかこむ)

事由	添付書類 ← すべて奨学生本人のもの
I 在学	在学証明書 (原本)
II 傷病	診断書 (病名・就労困難の記載があるもの)
III 経済困難 ※(2)により申請する場合は、事前に財団にお問合せください。	(1) (2) 以外の奨学生 所得証明書 (原本) 又は 源泉徴収票 (写し) 又は 雇用関係終了が確認できるものの写し (退職証明書等)
	(2) 平成 24 年度から平成 26 年度に採用決定した奨学生 ①初回申請時の基準は、(1)と同じ ②2年目以降、更新する場合 (ア又はイに加えウが必要) ア 生活保護受給証明書 (原本) イ 生活保護に相当する経済状況にあると判断できる書類 世帯全員分の住民票 (原本)、所得証明書 (原本) (18歳以上の世帯全員分)、その他、所得及び資産状況がわかる書類 ウ 在職証明書あるいは雇用保険受給資格者証の写し又は発行から3月以内の求職受付票の写し等
IV 妊娠	本人の氏名と出産予定日が確認できる書類の写し (母子手帳等) ※出産予定日まで猶予
V 出産	本人の氏名と出産日が確認できる書類の写し (母子手帳等) ※子供が1歳になるまで猶予
VI 災害	市町村役場等発行の罹災証明書
VII その他(事由: その事由を証明する書類を添付).....

※その他の事由により申請する場合は、事前に財団までご連絡ください。

※公的証明書類等はマイナンバー (個人番号) の記載のないものを提出してください。

猶予記入例

コピーして使用してください。

様式第 13 号

返 還 猶 予 願

平成 年 月 日

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

申請者 奨学生番号 4△△△△△△△

忘れないように押印して下さい。
(認印など)

奨学生ご本人様か
保証人の()様で
ご記入をお願いします。

名 奨学 太郎 (本人又は連帯保証人)

所 (〒 800-) (どちらかに○をつけて下さい。)

福岡市博多区東公園 東公園ハイム

電話・携帯 092-000-0000 090-000-0000

申請者の住所・氏名・
電話番号を記入して下さい。

奨学生氏名: 奨学 太郎 (出身学校名: 東公園高校)

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただきたく、関係書類を添えて提出いたします。

1 種別 (猶予を希望する種別を○印でかこむ)

支度金 ・ 奨学金

● ハッキリと期間が分からない場合は、こちらで記入
できますので、空欄のまま提出して下さい。

2 返還猶予を希望する期間

平成 年

● 在学での猶予の場合は、その学校に入学した年月から
卒業予定の年月を記入して下さい。

※進学の場合は入学した年

3 事由 (該当の数字を○印でかこむ)

事由		本人のもの
I 在学	在学証明書 ()	
II 傷病	診断書 (病名・就労困難の記載があるもの)	
III 経	(1)(2)以外の奨学生 所得証明書 (原本) 又は	
	写し (退職証明書等) 採用決定した奨学生	
※(2)により申請 する場合は、事前に 財団にお問合せく ださい。	①初回申請時の基準は、(1)と同じ ②2年目以降、更新する場合 (ア又はイに加えウが必要) ア 生活保護受給証明書 (原本) イ 生活保護に相当する経済状況にあると判断できる書類 世帯全員分の住民票 (原本)、所得証明書 (原本) (18歳以上 の世帯全員分)、その他、所得及び資産状況がわかる書類 ウ 在職証明書あるいは雇用保険受給資格者証の写し又は発行から 3月以内の求職受付票の写し等	
IV 妊娠	本人の氏名と出産予定日が確認できる書類の写し (母子手帳等) ※出産予定日まで猶予	
V 出産	本人の氏名と出産日が確認できる書類の写し (母子手帳等) ※子供が1歳になるまで猶予	
VI 災害	市町村役場等発行の罹災証明書 ()	
VII その他	(事由: その事由を証明する書類の写しを添付して下さい。)	

該当する事由の横にあるローマ数字に
○をつけて下さい。

◆ 猶予期間・返還再開時期は、後日送付する
猶予決定通知で確認して下さい。

奨学生番号が2つあるという理由で猶予を申請する場合は
点線部分に『奨学生番号が2つある為』と記入して下さい。

※その他の事由により申請する場合は、事前に財団あてご連絡ください

はやみひょう
 ≪入学支度金及び奨学金返還額早見表≫

- ◆支度金と奨学金の両方を借りている場合は、合算して返還することとなります。
- ◆転・編入学又は年度途中で辞退している場合の返還については、この表によらない場合があります。
- ◆個人の返還計画については、初回返還時に送付する返還開始通知の中の「奨学金返還計画表」により確認してください。

○支度金

区分	貸与額	半年賦			月賦			返還年数 (目安)
		初回返還額	2回目以降返還額	返還回数	初回返還額	2回目以降返還額	返還回数	
公立	50,000円	2,400円	2,800円	18回	500円	500円	100回	9年
私立	100,000円	3,400円	4,200円	24回	600円	700円	143回	12年

○奨学金

区分	貸与月額	貸与期間	貸与額	半年賦		月賦		返還年数 (目安)
				1回の返還額	返還回数	1回の返還額	返還回数	
公立	10,000円	1年	120,000円	20,000円	6回	初回 1,000円	36回	3年
		2年	240,000円		12回		71回	6年
		3年	360,000円		18回		106回	9年
		4年	480,000円		24回		142回	12年
	15,000円	1年	180,000円	30,000円	6回	初回 5,000円	36回	3年
		2年	360,000円		12回		72回	6年
		3年	540,000円		18回		108回	9年
		4年	720,000円		24回		144回	12年
	18,000円	1年	216,000円	36,000円	6回	初回 6,000円	36回	3年
		2年	432,000円		12回		72回	6年
		3年	648,000円		18回		108回	9年
		4年	864,000円		24回		144回	12年
15,000円	1年	180,000円	30,000円	6回	初回 5,000円	36回	3年	
	2年	360,000円		12回		72回	6年	
	3年	540,000円		18回		108回	9年	
	4年	720,000円		24回		144回	12年	
20,000円	1年	240,000円	40,000円	6回	初回 5,500円	36回	3年	
	2年	480,000円		12回		72回	6年	
	3年	720,000円		18回		108回	9年	
	4年	960,000円		24回		144回	12年	
23,000円	1年	276,000円	46,000円	6回	初回 6,500円	36回	3年	
	2年	552,000円		12回		72回	6年	
	3年	828,000円		18回		108回	9年	
	4年	1,104,000円		24回		144回	12年	
私立	10,000円	1年	120,000円	15,000円	8回	初回 2,500円	48回	4年
		2年	240,000円		16回		96回	8年
		3年	360,000円		24回		144回	12年
		4年	480,000円		32回		192回	16年
	20,000円	1年	240,000円	30,000円	8回	初回 5,000円	48回	4年
		2年	480,000円		16回		96回	8年
		3年	720,000円		24回		144回	12年
		4年	960,000円		32回		192回	16年
	30,000円	1年	360,000円	45,000円	8回	初回 7,500円	48回	4年
		2年	720,000円		16回		96回	8年
		3年	1,080,000円		24回		144回	12年
		4年	1,440,000円		32回		192回	16年
15,000円	1年	180,000円	初回 19,000円	8回	初回 1,400円	48回	4年	
	2年	360,000円		16回		95回	8年	
	3年	540,000円		24回		143回	12年	
	4年	720,000円		32回		190回	16年	
25,000円	1年	300,000円	初回 34,000円	8回	初回 3,900円	48回	4年	
	2年	600,000円		16回		96回	8年	
	3年	900,000円		24回		143回	12年	
	4年	1,200,000円		32回		191回	16年	
35,000円	1年	420,000円	初回 49,000円	8回	初回 6,400円	48回	4年	
	2年	840,000円		16回		96回	8年	
	3年	1,260,000円		24回		144回	12年	
	4年	1,680,000円		32回		191回	16年	

公益財団法人
福岡県教育文化奨学財団

〒812-8575

福岡市博多区東公園7-7 福岡県教育庁内

電話 (092) 641-7326

FAX (092) 641-7530

<http://ecs-pref-fukuoka.or.jp/>